



# せみね監督署だより

ひと、くらし、  
みらいのために

発行 瀬峰労働基準監督署（所在地：栗原市瀬峰下田50-8 電話：0228-38-3131）

## 労働災害の減少傾向を維持！

令和6年度が始まりました。昨年度は、皆様のご尽力により**労働災害死亡事故ゼロ**及び**休業4日以上**の労働災害の減少を達成することができ、また、働き方改革関連法への対応等につきましても順調に執り行うことができました（ありがとうございます）。瀬峰署の職員の顔ぶれは年度ごとに変わりますが、**労働災害の撲滅、より良い労働環境の構築**にかける思いは変わることはありませんので、引き続きのご協力をお願い申し上げます。令和6年度の瀬峰署の体制等につきましては、次回の「せみね監督署だより」にてお知らせする予定です。

令和6年の登米・栗原地区における労働災害（休業4日以上）による被災者数は、20人であり、**令和5年の同時期に比して3人減少（-13%）**しております（2月末現在の速報値）。

一般的に使用者（代表取締役等）が業務中に被災した事案については労働災害として取り扱われませんが、実は、**令和5年度に瀬峰署管内で労働災害にカウントされない業務中の死亡災害が3件も発生しております**。裏面に各々の災害発生状況等を記載しましたので同種災害の防止に努めてください。

	管内（登米・栗原）被災者数		県内被災者数	
	令和5年	令和6年	令和5年	令和6年
休業4日以上	23	20	283	243
死亡	0	0	2	1

## 令和5年における死亡災害発生状況（全国）

令和6年2月7日現在の速報値

業種	令和5年(1~12月)		令和4年(1~12月)		対令和4年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	714	100.0	734	100.0	-20	-2.7
製造業	132	18.5	132	18.0	0	0.0
鉱業	5	0.7	4	0.5	1	25.0
建設業	212	29.7	273	37.2	-61	-22.3
交通運輸事業	9	1.3	8	1.1	1	12.5
陸上貨物運送事業	104	14.6	83	11.3	21	25.3
港湾運送業	4	0.6	1	0.1	3	300.0
林業	29	4.1	27	3.7	2	7.4
農業、畜産・水産	25	3.5	21	2.9	4	19.0
第三次産業	194	27.2	185	25.2	9	4.9

全国の令和5年における労働災害による死亡者数は、714人であり、令和4年の734人から20人減少しました（令和6年2月7日現在：速報値）。昭和40年代には死亡者数が1年間に6000人を超える状態であったことを考えれば大幅な減少と言えますが、いまだに700人を超える方々がお亡くなりになっているという状況です。

裏面に続く

# 瀬峰署管内死亡災害事例（労働災害として計上されなかった事案）

## 事例 1

住宅のリフォーム工事現場において、発電機により電源を確保しながら、単独で室内のクロス張替作業を行っていたところ、換気のために開けていたドアが閉まってしまい、一酸化炭素中毒となったもの。

**再発防止対策** 換気場所を複数確保すること。 単独作業を避けること。

災害事例をイラスト化したものではありません。



## 事例 2

迫川に設けられた可動堰の点検のために迫川に入り、堰の近くを歩いていたところ、水流に足を取られて約4キロメートル流されたもの（溺死）。

**再発防止対策** 流されることを防止するために、親綱を張り、それを利用する等の物理的な措置を講じたうえで作業を行うこと。 降雨・降雪の情報を確認することにより作業の可否判断を行うこと。

※ 災害事例をイラスト化したものではありません。



## 事例 3

ドラグショベルを運転してドラグショベルを移動式クレーンの荷台から降ろそうとしたところ、ドラグショベルの履帯が滑り、荷台からドラグショベルが転落した際に運転席から投げ出され、ドラグショベルと地面の間に挟まれたもの（多臓器損傷）。

**再発防止対策** 積み込む前に履帯についた泥を落とす等により滑動することによるリスクを低減すること。 シートベルトを使用すること。 運転席のドアを閉めた状態で作業を行うこと。

実際の災害発生現場の状況です。



# 令和6年度の労働保険料（労災保険料+雇用保険料）の料率について

○労災保険料率・・・変更になる業種があります。次のQRコードからご確認ください。



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/rousai/rousaihoken06/rousai\\_hokenritsu\\_kaitei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rousaihoken06/rousai_hokenritsu_kaitei.html)

○雇用保険料率・・・令和5年度からの変更はありません。（以下のとおりです）

事業の種類	負担者		事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	②	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	<b>6/1,000</b>	<b>9.5/1,000</b>	6/1,000	3.5/1,000	<b>15.5/1,000</b>
(令和5年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	<b>7/1,000</b>	<b>10.5/1,000</b>	7/1,000	3.5/1,000	<b>17.5/1,000</b>
(令和5年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	<b>7/1,000</b>	<b>11.5/1,000</b>	7/1,000	4.5/1,000	<b>18.5/1,000</b>
(令和5年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和6年3月の雇用保険料率)